

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
- ② マイナンバー法（※）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
- ④ 特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
- ⑤ 罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

(参考) 『デジタル社会の実現に向けた重点計画』 抜粋 (令和4年6月閣議決定)

第6 デジタル社会実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバー制度の利活用の推進

① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（利用者視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきものである。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況に合った行政サービスを楽しむことができるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

よって、令和4年（2022年）から、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横串での精査を行い、上記の各制度を所管する関係府省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

これまでに把握されている課題から、①年金などの社会保障制度や税制、災害に関する事務（例えば災害弔慰金に関する事務）など現行制度におけるマイナンバーの利用を改めて徹底するほか、②日本国内に中長期在留する外国人に関する行政手続の事務、社会保障制度や税制以外における国家資格等のデジタル化に寄与する事務（例えば保有者数の多い資格等や多くの行政手続に代理などで関与する資格等として、教員や行政書士などの資格等に関する事務）、海外に在住する在留邦人に対する行政手続の実施、このほか個人に関する属性情報を併せて登録管理しその情報の変更ごとに個別の手続等を要している事務など（例えば自動車登録に関する事務など）について、検討の具体化を進め、従来のマイナンバー利用事務からの拡大を図り、利用者のアクセシビリティを確保しつつ、デジタル完結を図る。これを前提に、各制度を所管する関係府省庁においても、国民にとって利便性を感じてもらうべく、その業務の在り方の見直しを進める。なお、トータルデザインに基づく本人を介した官民の情報活用では、現在のマイナンバー制度におけるマイナンバーやマイナンバーカードのそれぞれの役割や活用方法を踏まえて位置付けを整理する。

その上で、国民の理解を得つつ、令和5年（2023年）にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度を施行することを目指す。

公金受取口座登録制度に関するスケジュール

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

上期

下期

上期

下期

上期

下期

上期

下期

2021年5月

2021年12月

2023年中

2024年中

法令

★ 口座登録法公布

★ 施行日政令①公布

デジタル庁令①公布
(マイナポータル、行政機関経由の
口座登録等に係る部分)

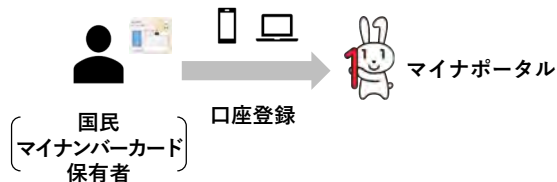
★ 施行日政令②公布

デジタル庁令②公布
(金融機関受付による
口座登録)

■ 口座管理法施行
(預貯金口座付番申出、
相続時・災害時照会開始)

STEP 1

2022年3月28日

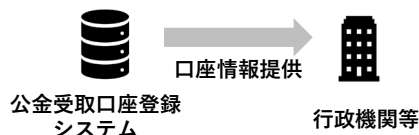


マイナポータル経由の
口座登録開始

(e-Taxでの登録受付は
先行して1月開始)

STEP 2

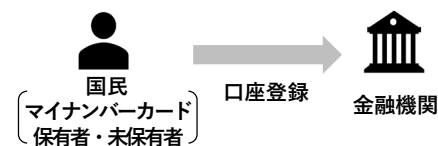
2022年10月11日



行政機関等への
登録口座情報の提供開始

STEP 3

2023年度下期以降

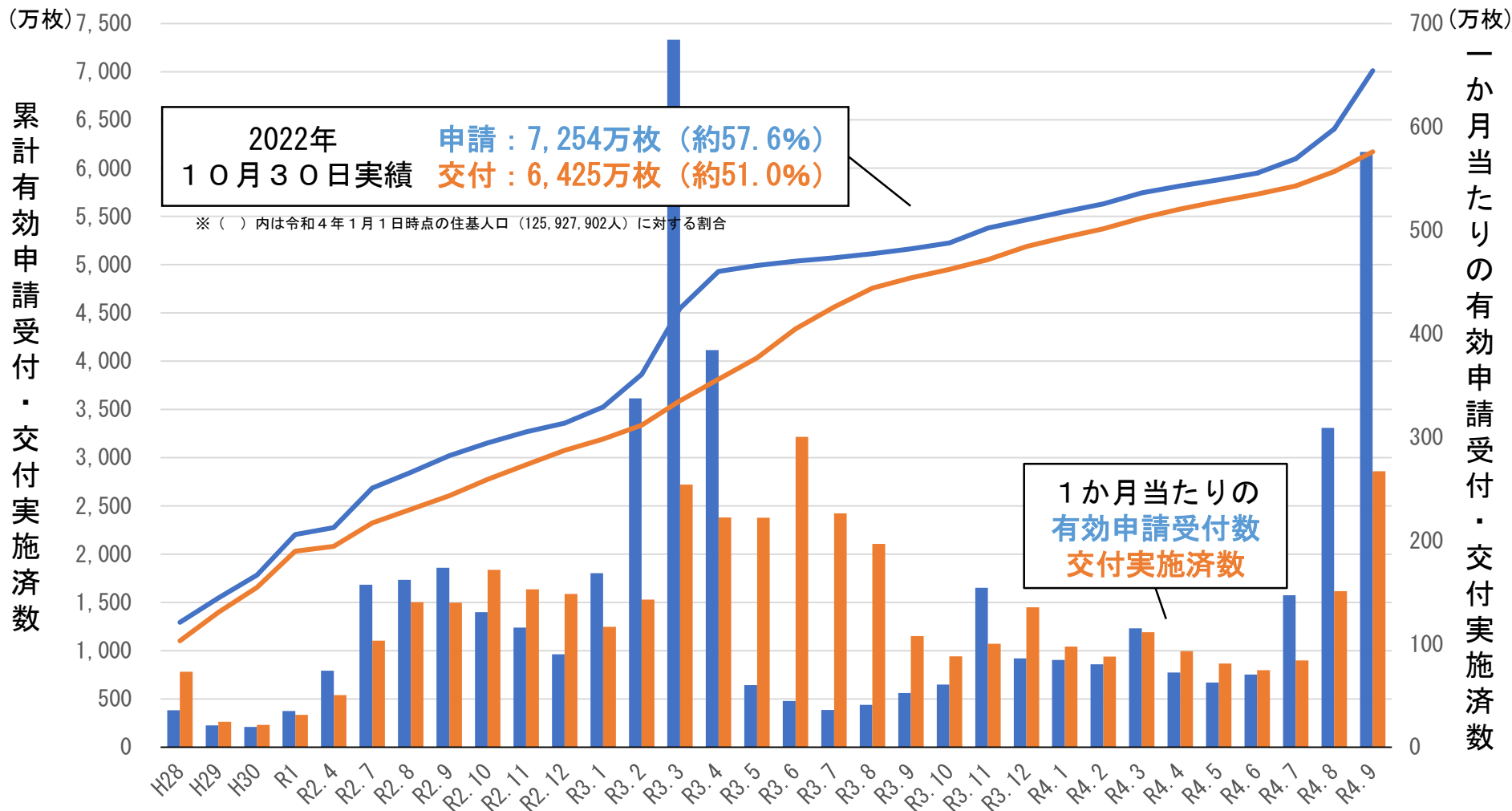


金融機関経由の
口座登録開始

(準備の整った金融機関から随時開始。
また、対応が可能な行政機関による
登録受付も開始)

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「2022年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



(H28~R1は年度当たりの平均値)

マイナンバーカードの利用シーンの拡大

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを**健康保険証**として利用できるオンライン資格確認の運用開始 (R3.10～本格運用)
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、**特定健診情報**や**薬剤情報**の閲覧等も可能に (R3.10～)

マイナポイント第2弾

- ①マイナンバーカード取得
 - ②カードの健康保険証利用申込
 - ③公金受取口座登録
- をすると、**最大2万円相当**のキャッシュレス決済サービスのポイントを付与
- ※①は第1弾(～R3.12.31)より切れ目無く、R4.1.1から申込付与開始(②③はR4.6.30開始)

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票の写しや戸籍証明書など**各種証明書が取得可能** (R4.2.15対象人口: 10,997万人)

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、**確実・簡便な本人確認が可能に**
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及 (R4.7.18現在、**民間事業者160社**がサービスを提供)

マイナポータル

- 子育て関連手続の**申請等**をワンストップでできるサービスを提供
- 行政機関などが保有する**自分の情報(世帯情報・税・社会保障等)の確認**が可能

職員証・社員証としての利用

- **国家公務員**(H28.4)、徳島県庁(H29.6)で導入
- 民間企業の**社員証**としての利用 (TKC、NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータが活用)

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
⇒ デジタル社会の実現に向けた重点計画 (R4.6.7閣議決定) に基づく「マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表」に沿って推進
- **運転免許証**(～R7.3までに実現) その他の国家資格証、**お薬手帳**、**介護保険被保険者証**、**障害者手帳**、**母子健康手帳**、**ハローワークカード**、**在留カード**等
- マイナンバーカードを利用して新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得可能に
- マイナンバーカードの機能(電子証明書)を**スマートフォンに搭載**(Androidスマホへの搭載、R5.5.11開始予定。)

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能な社会に

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできない

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

➢ 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能



➢ アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違えると機能ロック

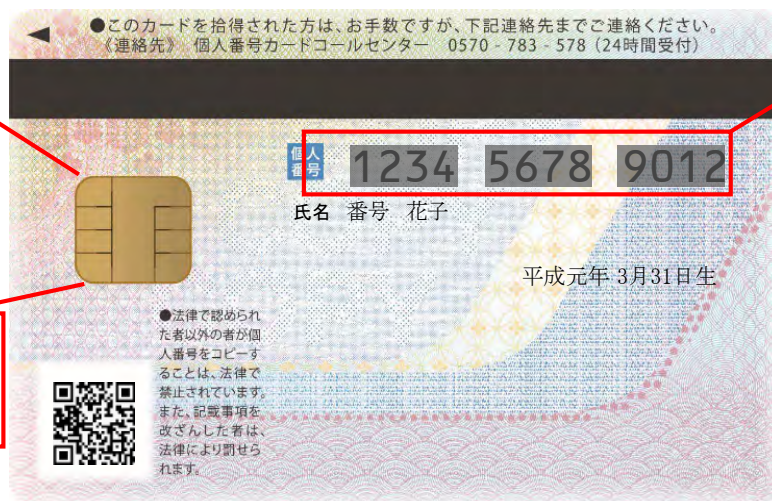


➢ 不正に情報を読み出そうとすると、
ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されない。



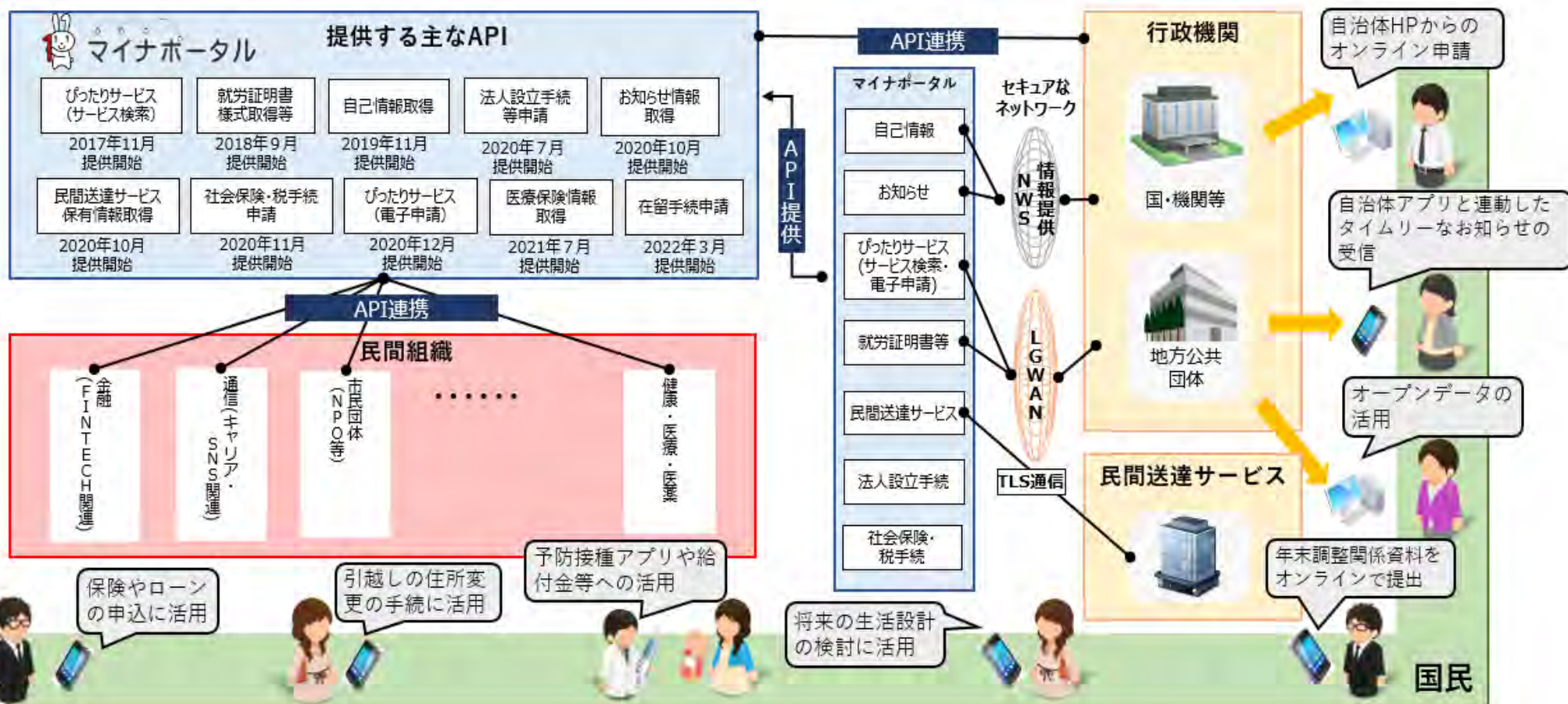
マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き身分証明書等での
本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には
マイナンバーは使われない

マイナポータルでのAPIで実現されるサービス

- マイナポータルで提供する機能を、行政機関だけではなく企業や市民団体等の民間組織に対してもAPIとして提供することで、自己情報や検索機能を活用した新たな行政サービス・民間サービスの開発につながることを期待されます。
 ※APIとは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルのAPIの提供は、外部のWEBサービスのシステムからマイナポータルにアクセスしてその機能を活用できるように必要な仕様等を作成し、一定の要件の下で公開するもの。



マイナポータル利便性向上に向けた取組について

○ マイナポータルサービス本格運用（自己情報閲覧・子育てを中心としたオンライン申請）（平成29年11月）

この後、介護手続のオンライン申請、被災者支援関連手続のオンライン申請について自治体対応の働きかけを実施

これまで実現した主な機能等

- マイナポータルのデザインリニューアル（令和3年6月）
- 薬剤情報・特定健診情報の閲覧機能（令和3年10月）
- 医療費情報の閲覧機能（令和3年11月）
- 確定申告におけるふるさと納税の控除証明書の連携機能（令和4年1月）
- 国民年金の加入、保険料納付免除、学生納付特例猶予の申請機能（令和4年5月）
- 診療情報の閲覧機能（令和4年9月）
- 年末調整における国民年金保険料の控除証明書の連携機能（令和4年10月）

当面実現予定の主な機能

- 確定申告における公的年金等源泉徴収票の連携機能（令和5年1月）
- 電子処方箋情報の閲覧機能（令和5年1月）
- 引越しワンストップサービス（令和5年2月）
- 旅券（パスポート）のオンライン申請機能（令和5年3月）
- マイナポータルのデザインを一新したバージョンのリリース（令和4年度中）

自治体に対応することが前提となるが、マイナンバーカードのスマートフォン搭載（実現に向けて事業者と調整中）により、子育て、介護を中心に、スマートフォンで完結するオンライン市役所の役割を実現